

鳳珠郡能登町の評価倍率については、令和 7 年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、**令和 5 年度**の固定資産税評価額に乗ずる倍率となりますのでご注意ください。

（注）これにより求められた相続税評価額は、令和 7 年分の相続税評価額となります。

令和 7 年分の相続税評価額

= 令和 5 年度の固定資産税評価額 × 評価倍率

市区町村名：鳳珠郡能登町

輪島税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
い	五十里	全域	30	0.9	純 2.5	純 2.8	純 1.5	純 1.5		
	石井	全域	40	0.9	純 2.5	純 2.8	純 1.5	純 1.5		
	市之瀬	下市之瀬	40	0.9	純 1.6	純 3.1	純 1.6	純 1.6		
		上記以外の地域	30	0.9	純 1.6	純 3.1	純 1.3	純 1.3		
う	鵜川	全域	40	0.9	純 2.1	純 5.1	純 1.4	純 1.4		
	宇出津	ト字	40	1.0	周比準	周比準	純 1.5	純 1.5		
		ホ・ヘ・タ・レ・ラ・ム・ウ・ク・井の各字	40	0.9	周比準	周比準	純 1.5	純 1.5		
		上記以外の地域	40	0.8	純 2.2	純 5.1	純 1.4	純 1.4		
	宇出津新	全域	40	1.0	—	—	—	—		
	宇出津新港1～3丁目	全域	40	0.8	—	—	—	—		
	宇出津山分	1～3字	40	0.9	周比準	周比準	純 1.5	純 1.5		
		上記以外の地域	40	0.9	純 2.4	純 5.1	純 1.5	純 1.5		
	内浦長尾	全域	30	0.9	純 1.6	純 3.0	純 1.6	純 1.6		
お	小木	全域	40	0.9	純 1.6	純 3.1	純 1.5	純 1.5		
	小木1～3丁目	全域	40	1.0	純 1.6	純 3.1	純 1.5	純 1.5		
	越坂	全域	30	0.9	純 1.5	純 2.8	純 1.4	純 1.4		
か	上町	全域	30	0.9	純 2.4	純 2.8	純 1.5	純 1.5		
き	清真	全域	30	0.9	純 1.5	純 2.8	純 1.4	純 1.4		
く	九里川尻	全域	30	0.9	純 2.3	純 3.1	純 1.6	純 1.6		
こ	恋路	全域	40	0.9	純 1.6	純 3.1	純 1.6	純 1.6		
さ	崎山1～4丁目	全域	40	1.0	周比準	周比準	純 1.5	純 1.5		
	笹川	全域	40	0.9	純 2.3	純 5.1	純 1.4	純 1.4		
し	白丸	全域	30	0.9	純 1.6	純 3.1	純 1.6	純 1.6		
	新保	全域	30	1.0	純 1.6	純 3.1	純 1.6	純 1.6		
た	立壁	全域	30	0.9	純 1.5	純 2.8	純 1.4	純 1.4		
て	天坂	全域	30	0.8	純 2.4	純 2.8	純 1.5	純 1.5		
と	時長	全域	30	0.9	純 1.6	純 3.1	純 1.3	純 1.3		
ぬ	布浦	全域	30	0.9	純 2.2	純 3.1	純 1.6	純 1.6		

（注） 本町の評価倍率については、令和7年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和5年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和7年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和5年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。

市区町村名：鳳珠郡能登町

輪島税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
			%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
は	波並	全域	30	1.0	純 2.4	純 5.1	純 1.5	純 1.5		
ひ	姫・姫1～3丁目	全域	30	1.0	純 1.5	純 2.8	純 1.5	純 1.5		
ふ	藤波	全域	30	1.0	純 2.3	純 5.1	純 1.5	純 1.5		
ま	松波	30字	40	0.9	純 2.2	純 3.1	純 1.5	純 1.5		
		イ字・ロ字・ハ字の道路沿い	40	0.9	周比準	周比準	純 1.5	純 1.5		
		上記以外の地域	40	0.9	純 2.1	純 3.1	純 1.5	純 1.5		
や	柳田	全域	30	0.9	純 2.5	純 2.6	純 1.5	純 1.5		
よ	四方山	全域	30	0.9	純 1.5	純 2.8	純 1.4	純 1.4		
	上記以外	全域	30	0.9	純 1.5	純 2.8	純 1.4	純 1.4		

（注） 本町の評価倍率については、令和7年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率ではなく、
令和5年度の固定資産税評価額に乗ずる倍率となります。

令和7年分の相続税及び贈与税の計算においては、令和5年度の固定資産税評価額に
上記の倍率を乗じて計算することになりますので、ご注意ください。